

令和 8 年度 岡崎市予算編成方針

基 本 方 針

1 国の動向

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、「我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指す。」としている。

2 本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況は、令和 6 年度の一般会計決算では、実質収支が約 65 億円の黒字となったものの、実質単年度収支は約 41 億円の赤字（決算剰余金の財政調整基金への積立を考慮した場合は約 13 億円の赤字）であり、年度末における財政調整基金残高は平成 22 年度以来 14 年ぶりに 100 億円を下回る 91 億円となる等、まさに「健全財政を未来につなぐ正念場」を迎えている。

また、経常収支比率が、前年度対比 1.2 ポイント増の 93.1%となり、財政構造の弾力性が失われつつあるなど、決して財政に余力がある状況ではない。

特に、財政調整基金残高の減少は、地震などの災害の発生や経済情勢の変動による市税収入の減少などの不測の事態に対し、時期を逸することのない機動的な対応ができなくなるだけでなく、当初予算編成段階から財政調整基金を取り崩して、歳入の補てん財源としていることから、当初予算の編成が困難な状況となるおそれがある。

今後の見通しについては、歳入では経済活動の回復等により、市税収入は一定の伸びを期待できるものの、米国の通商政策の影響が懸念される等、経済情勢は不確実性が高いことから、大幅な増加を見込むことは難しい状況である。

一方、歳出では、民間企業の高水準の賃上げの影響による人件費の増、増加を続ける社会保障関係経費、老朽化した公共施設の長寿命化やインフラの強靱化等に加え、第 7 次総合計画に掲げる総合政策指針を通して、少子高齢化を始めとする社会課題に対応する基本施策を確実に取り組むほか、物価高騰等への対応も引き続き求められており、令和 8 年度においても、厳しい予算編成となることが予測される。

3 予算編成の基本的な考え方

令和8年度は、第7次総合計画の将来都市像を踏まえ、「夢ある新しい岡崎」の実現に向け、少子高齢化を始めとする基本施策にしっかりと取り組むとともに、着手済みの計画事業である工業団地造成及び関連道路整備事業、アウトレットを核としたまちづくり事業、東岡崎駅第2期整備事業、南公園整備事業に加え、ゼロカーボンシティの実現や行政のデジタル化の推進といった社会環境の変化にも的確に対応する必要がある。

前年度に引き続き厳しい財政状況の中、財政調整基金の過度な取崩に頼らない収支均衡の実現と財政調整基金の残高を確保し、将来にわたる持続可能な財政運営を確保するため、市税収入等の歳入規模に見合う、身の丈にあった歳出予算とすることを基本とし、市税以外の歳入の確保も一層推進するとともに、これまで以上に事業の目的や必要性、効果を再検証し、事業の廃止・縮小も含めたより効果的・効率的な事業手法への見直しや事業の取捨選択を行うものとする。

こうした状況を踏まえ、予算編成に当たっては、歳入の増を見込んでいるが、財源は限られており、必要な事業でも十分な予算措置ができないこともある。行政サービスの最適化を勘案した上で、各種計画や組織目標の実現に向け優先順位をつける、安直に前例踏襲するのではなくゼロベースで事務事業を見直す、他施策などとの連携による効率化・拡充を図る、新たな事業（ビルド）を展開する際は既存事業の削減（スクラップ）を行うなど、各部局の長のマネジメントによる予算調整を徹底して行うこととする。

(1) 歳入

ア 国庫支出金については、国の制度改正や予算編成の動向等を十分に踏まえ、国の補正予算も見据え、その積極的な活用を前提とすること。

イ 国・県の補助事業以外でも、その他の助成制度に該当するかどうかについて情報収集を行い、財源確保のため積極的に補助事業の活用を図ること。

ウ 企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど公民連携による民間資金の更なる活用に努めること。

エ 市有資産の有効活用（貸付・売却等）に努めること。

オ 受益者負担の適正化に努めること。

カ 金額の多寡にかかわらず、見込める歳入は確実に予算計上すること。

(2) 歳出

ア 人件費や扶助費といった義務的経費の増が、市税収入の増を上回る現状において、限られた財源を有効に活用する観点から、市民ニーズの的確な把握、客観的な根拠により、真に必要な事業を絞り込むこと。

- イ 企画課・行政経営課実施の「個別計画評価・事務事業評価」と「予算編成」を効果的に連動させ、施策の総合計画に対する貢献度や施策を構成する事務事業の優先度を評価し、事務事業の方向性（廃止・縮小・拡充等）を決定するなど、成果重視型のPDCAマネジメントを徹底すること。
- ウ 新規・拡充事業については、国・県補助金などの特定財源の確保や既存事業の廃止・縮小による一般財源の確保を徹底すること。
- エ 民間等の持つ経営資源を効果的、効率的に活用するため、公民連携を推進し、柔軟な発想で市と民間等の役割分担や、民間活力導入による財政負担の軽減に繋がる事業手法の検討を行うこと。
- オ デジタル技術を最大限活用し、ペーパーレス化による印刷製本費・消耗品費の削減、WEB会議の導入による会議・出張の縮小、調査事務や内部管理事務の徹底した効率化を進め、コスト及び事務量を削減すること。
- カ 補助制度については、公益性、効果性、必要性、公平性、適格性を総合的に勘案することはもとより、所期の目的や目標の達成状況やこれまでの実績から対象者、補助率、限度額、終期など必要な見直しを図ること。
- キ 外部委託の活用に当たっては、高度又は専門的な知識・技能を必要とし、市で直接実施することが困難であること、又は、事業の効率化やコスト縮減など合理的な理由があることを前提として市民サービスの維持・向上等が図られるよう留意すること。
- ク 公共施設の安全性の確保及び良好な状態の維持を図るため、定期点検等の結果を踏まえ、施設・設備等の劣化状況や動作状況を把握し、公共施設の不具合発生により、市民生活等に支障をきたさないようにするため、必要な修繕予算等については、当初予算に計上すること。
- ケ 直近の決算状況を踏まえ、多額の不用額が生じないよう予算精査を行い、安易に前年同額の予算要求としないこと。
- コ 過大な経費の積算による不用額や、不十分な事業の進捗管理によって生じる不用額については、本来、他の事業に配分することができた予算であるため、安易にこれを発生させないよう留意すること。

(3) その他

- ア 当初予算は通年予算とし、補正予算は原則として当初見込めなかった制度改正、国庫補助金等の追加配分、臨時の財政需要等、例外的なものに限る。
- イ 特別会計については、独立採算制の理念に基づき、事業運営の合理化・健全化、自主財源の確保等に努め、安易に一般会計からの繰入れに依存しないこと。

予算編成方法

予算編成は、次の区分により予算要求するものとする。なお、予算要求基準は、一般財源ベースであり、これまでの予算要求枠、いわゆる「枠配分額」と異なり、予め各部に一般財源を確約するものではない。

1 経常業務・臨時業務

予算要求基準

経常業務・臨時業務全体で、部単位で必要な予算を精査の上、事業の優先順位付けを行い、令和7年度の当初予算額（令和7年度に完了する経費、令和7年度予算編成において懸案事項として認めた経費のうち継続性のないもの等に係る一般財源を除く。）の95%を上限として、予算要求すること。

ただし、令和8年度財政計画では、令和7年度の当初予算額（令和7年度に完了する経費、懸案事項として認めた経費のうち継続性のないもの等に係る一般財源を除く。）と比較し、経常業務・臨時業務全体で前年度対比85%としているため、予算編成過程において、予算要求のあったものから10%を目安とする更なる縮減を図る。

2 未来投資計画事業

- (1) 未来投資計画事業として認定された事業に対して、全体で20億円とする。
- (2) 各事業について、国・県の補助金等の特定財源の確保を図るとともに、民間等の資金やノウハウを活用することによる効率的かつ効果的な事業計画とすることに努めるなど、必ず企画課と調整の上、予算要求すること。

3 扶助費等

(1) 扶助費

扶助費全体で、今年度の財政計画における令和8年度計画額の99%を目安とする。

対象人数、伸び率、単価等を的確に把握し、予算要求すること。

国・県の補助金等を伴うものについては、制度改正の動向、他都市の状況を調査し、給付の適正化を積極的に行うこと。

市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度そのものの継続の合理性について検証を重ねた上で、自己負担額や支給基準等の見直し等を積極的に検討すること。

(2) 公債費

市債償還計画等に基づき予算要求すること。